

〔報告の概要〕

I. 前史

1. 任意文書から法的文書への試み
2. 国連・多国籍企業人権規範
3. NGOによる企業の社会的責任に関する条約化運動の不成功
4. 状況打開策 — ジョン・ラギーを特別代表(SRSG)に任命
5. 小括 — 企業の社会的責任を問う方法

II. 本史 — 現在進行中

1. 拘束力ある条約制定に向けた国連における作業経過
2. 多国籍企業規律条約の起草作業における論点整理

I. 前史

1. 任意文書から法的文書への試み

1-1. 任意文書の蓄積

➢1970年代以降、企業の社会的責任を問う国際的潮流の中で、民間団体や国際組織によって企業行動原則、規格、ガイドライン等が策定された。

〔民間団体による文書〕

- ・コー円卓会議 (Caux Round Table, CRT) 「ビジネスに関する原則」 (1994年)
- ・サリバン原則 (1977年)
- ・SA8000 (1997年) など

〔国際組織による文書〕

- ・OECD 多国籍企業行動指針 (1996年)
- ・ILO 多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言 (1977年)
- ・国連グローバル・コンパクト (2000年) など

➢これらは、国内的にも国際的にも政治的・経済的に大きな影響力を持ち始めた多国籍企業の行動を律する試みであったが、いずれも任意的な文書であり、多国籍企業や国家を法的に拘束する力は持たなかった。

1-2. 多国籍企業規律条約の模索

➢1970年代半ばから1990年代半ばにかけて、多国籍企業を法的に規律する多数国間条約を作ろうとする動きが、主として発展途上国(G-77)主導で展開された。

➢1974年に国連総会で採択された「新しい国際経済秩序の樹立に関する宣言」(新国際経済秩序樹立宣言)は、新国際経済秩序が依拠すべき原則の一つとして、「自国内で、その完全な主権の基礎として、多国籍企業が活動する国家の国内経済上利益となる措置をとることによる、多国籍企業活動の規律および監督」(4(g)項)を掲げた。

1-3. 国連総会決議の限界

➢1974年国連総会で採択された「国家の経済的権利義務憲章」は、管轄内で活動する多国籍企業を規律・監督する権利を国家は有することや多国籍企業は受け入れ国の内政に干渉してはならないことを明記した(第2条(b))。

➢しかし、これらは国連総会決議であり、国家や多国籍企業を法的に拘束する文書ではなかった。

1-4. 国連・多国籍企業行動綱領草案(1)

➤国連は1974年に経済社会理事会の下に多国籍企業センター(Centre on Transnational Corporations)と多国籍企業委員会(Commission on Transnational Corporations)を設置し、多国籍企業の行動綱領を策定する作業が政府間で開始された。

➤しかし、多国籍企業委員会においては、勧告形式の原則宣言を望む先進国と、多国籍企業と国家を法的に拘束する国際文書を期待するG-77諸国の意見が鋭く対立した。

➤こうした状況が続く中で、多国籍企業委員会は1983年に「国連多国籍企業行動綱領草案」を完成させ、1990年にはその改訂版を公表した。

1-5. 国連・多国籍企業行動綱領草案(2)

➤しかし、行動綱領採択に向けた交渉は1992年に暗礁に乗り上げた。アメリカや多国籍企業とG-77諸国間の上記対立が解消しなかったためである。

➤結局、多国籍企業行動綱領は採択されず、放棄された。また、多国籍企業の活動を監視していた国連・多国籍企業センター自体も、国連の財政難と構造改革を理由に、1993年に廃止された。

➤さらに、国連の多国籍企業委員会も国連貿易開発会議(UNCTAD)の国際投資・多国籍企業委員会となった。

➤冷戦が終結し、また発展途上国への投資が減ったため、発展途上国は多国籍企業を危険な進入者と見ず、むしろ豊かな賓客とみなすようになった。

2. 国連・多国籍企業人権規範

2-1. 経緯

➤国連の「人権の促進および保護に関する小委員会」(人権小委員会)は1980年代後半から多国籍企業の活動と人権との関係を検討し始めた。

➤1999年に多国籍企業に関する人権指針を策定するため、委員5名で構成される作業部会が設置された。

➤2001年には「企業のための普遍的な人権指針(草案)」が提出され、2002年には「多国籍企業その他の企業の人権に関する原則および責任」が小委員会に提出された。

➤人権小委員会は2003年8月22日に、「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任に関する規範」(Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises with Regard to Human Rights)(以下、「多国籍企業人権規範」、あるいは「**国連規範(UN Norm)**」)を採択した。

➤多国籍企業人権規範は、国連、OECD、ILO、企業、労働組合、アムネスティ・インターナショナルなどNGO、その他の多くの私的・公的組織による行動綱領や類似の文書から、関連する文言を抽出し、組み合わせることで成り立っており、国際人権基準に関する国家と多国籍企業およびその他の企業(以下、「多国籍企業等」)の責務が以下の形で明記されている。

2-2. 規範の概要

- A. 一般的義務(人権の促進、履行確保、尊重、尊重確保、保護に関する国家の責務)
- B. 機会の平等および非差別的待遇の原則(均等な機会・待遇の確保に関する多国籍企業等の責務)
- C. 個人の安全に対する権利(政治犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド、拷問、強制的失踪、強制労働、人質行為、超法規的・即決的処刑その他の人道法違反を行わない多国籍企業等の責務)
- D. 労働者の権利(強制労働を利用せず、子どもの権利を尊重し、安全・健康的な職場環境を提供し、労働者とその家族の適切な生活水準を確保できる報酬を提供し、結社の自由と団体交渉権を確保する多国籍企業等の責務)
- E. 国家主権と人権の尊重(国際法・国内法を承認・尊重し、活動する国の権限を承認・尊重する多国籍企業等の責務)

- F. 消費者保護に関する義務（提供する商品・サービスの安全と品質を確保する多国籍企業等の責務）
- G. 環境保護に関する義務（諸国の環境保全に関する国内法令、ならびに環境・人権・公衆衛生・安全等に関する国際法にしたがって活動する多国籍企業等の責務）
- H. 実施に関する一般的規定
- I. 定義

2-3. 規範の実施方法

- 1) 国家は、この規範ならびに他の関連する国内法および国際法が、多国籍企業等により実施されることを確保するために必要な法的および行政的枠組を創設しかつ強化しなければならない（第 17 項）。
- 2) 多国籍企業等は、最初の段階として、この規範に合致する社内の活動規則を採択し、普及させ、実施する。
- 3) 多国籍企業等は、少なくとも規範が定める保護の迅速な実施に向けて準備するために、定期的な報告を行い、かつ、その他の措置をとる。
- 4) 多国籍企業等は、取引業者、下請業者、納入業者、ライセンス業者、代理店または自然人もしくは法人との契約その他の合意および取引に、この規範を適用しかつ組み入れる（以上、第 15 項）。
- 5) 多国籍企業等は、規範の適用に関して、国連、ならびに既存のまたは創設されるであろう国際的および国内的メカニズムによる定期的なモニタリングおよび検証を受ける。
- 6) 多国籍企業等は、自らの活動が人権に与える影響に関して、この規範に従って定期的な評価を行う（以上、第 16 項）。
- 7) 多国籍企業等は、この規範の不遵守によって有害な影響を受けている人々等に対して、とりわけ損害賠償、原状回復、補償および社会復帰を通じて、受けた損害もしくは奪われた財産について即時的、効果的かつ十分な補償を提供する。この規範は、損害の決定とともに、刑事制裁および他のすべての点に関して、国内裁判所および/または国際裁判所により、国内法および国際法にしたがって適用される（第 18 項）。
- 8) この規範のいかなる規定も、国内法および国際法の下での国家の人権義務を縮小し、制限しまたは不利な影響を及ぼすように解してはならない。（第 19 項）。

2-4. 規範の不採択

- 多国籍企業人権規範は 2004 年の人権委員会で採択予定であった。
- この規範は、法的文書ではないが、企業の社会的責任に関する国連による初めての包括的な文書であり、人権 NGO はこの規範が人権委員会によっても採択されることを期待した。
- しかし、2004 年の旧・国連人権委員会（現・人権理事会）でこの規範は採択されず、その後も採択の動きは見られなかった。

2-5. 国連規範不採択の背景

- 主要な国際人権 NGO は規範草案を支持し、「UN Norm (国連規範)」と呼んだ。
- しかし、国際商工会議所 (ICC) や 国際経営者団体 (IOE) は強固に反対した。
- 結局、国連規範草案は採択されず、今日に至っている。

3. NGO による企業の社会的責任に関する条約化運動の不成功

3-1. 条約化キャンペーン

- 2002 年に国連主催で開催された「持続可能な開発 に関する世界サミット」（以下、「ヨハネスブルグ・サミット」）の準備過程で、環境 NGO 「地球の友インターナショナル」の主導で、諸国は同サミットで社会的責任を規律する国連条約等を審議すべきであるとのキャンペーンが展開された。
- このキャンペーンは、OECD 多国籍企業行動指針などの任意的企業行動原則だけでは、

経済がグローバル化した現状で企業行動を十分に規律できないとの理解に基づいている。

3-2. 条約化キャンペーンの目的

- 1) 企業の悪影響を受けているステークホルダーが権利の実現を通して補償をうけるためのメカニズムの確立
- 2) 企業の社会的・環境的な義務の確立
- 3) 一貫した高水準な企業行動のための規則の確立
- 4) 先進的な企業が利益を享受でき、企業のロビー活動よりも市民の要求に政府が適切に対応する市場の枠組みの創出
- 5) 企業の国際的な直接的責任の確保
- 6) 制裁措置の確立
- 7) 企業が南の国に対して負っている環境債務の払い戻しの確保
- 8) 環境不公正や南北問題の脅威にさらされているコミュニティのための環境的公正性の確保

3-3. 「企業責任条約」提案における締約国の義務

- 1) 株式上場企業、取締役、役員レベル職員に以下の責務を課す：
 - ・ 企業の環境的・社会的影響、物質的危険性、環境的・社会的な規範違反に関して完全な報告をすること
 - ・ 影響を受けるコミュニティとの実効的な事前協議を実施すること。これには、環境影響評価（Environmental Impact Assessment, EIA）や関連文書すべてへのアクセスを含む
 - ・ 企業活動が引き起こす環境・社会への悪影響を企業の意思決定において最大限に考慮に入れること
- 2) 取締役に対する国内の環境・社会関連法違反、ならびに取締役と企業に対する国際法・協定違反に関する拡大補償責任
- 3) 企業活動によって悪影響を受ける市民やコミュニティが補償を受ける以下の法的権利の保障
 - ・ 企業が親会社の本拠地と主張をする場所において、世界中の影響を受ける人々が訴訟を起こす法的権利
 - ・ 企業の決定へのステークホルダーによる法的な異議申し立て
 - ・ そのような異議申し立てを支援するため公的資金を提供する法律扶助制度
- 4) コミュニティや人びとが健康で持続可能な生活をおくるため必要な資源へのアクセスや管理に関する以下の権利を確立する
 - ・ 先住民族やローカルコミュニティのための共有の資源や森林、水、漁業、遺伝子資源、鉱物などの世界的共有物に関する権利
 - ・ 立ち退きに反対し、企業の事業計画につき事前協議し、これを拒否する権利
 - ・ 企業のため、または企業によって収奪された資源に対する補償や賠償の権利
- 5) 環境、社会、労働の権利や人権に関する最小限で高い水準の規範を確立（および実施）する。
- 6) こうした新規の責務、権利、（法的）責任違反に関し、企業に以下のような適切な制裁を課すため、国内法規定を確立する。
 - ・ 国内の株式市場への上場を一時停止する
 - ・ 公的助成、保証、融資などの企業の利用権を保留する
 - ・ 罰金
 - ・ 極端な事例の場合は、有限責任ステータスを剥奪する
- 7) 環境権、社会権および人権に関し取締役や企業を裁くため、国際刑事裁判所の管轄権を拡大する。
- 8) 企業の合併や独占的慣行に対する国際的管理体制を確立する。
- 9) 条約の実施や実効性を監視・検討するため、継続的な体制とプロセスを確立する。

3-4. その後の展開

- 2002年のヨハネスブルグ・サミットでは、「企業責任条約」提案に関し、なんらの進展もみられなかった。ただし、この条約提案は、引き続き検討対象とされることになった。
- しかし、これ以降、まったく進展は見られず、国連では別の動きが始まった。

4. 状況打開策 — ジョン・ラギーを特別代表(SRSG)に任命

- こうした状況を打開するため、国連では以下の動きが始まった。
- 2005年、旧人権委員会は、「人権及び多国籍企業その他の企業に関する事務総長特別代表(SRSG)の任命を事務総長に要請」する決議を採択。
- 同年、特別代表にアメリカのハーバード大学・ケネディ行政大学院教授ジョン・ラギー(John Ruggie)を任命。
- その職務権限(マンデート)は、以下のものとされた。
 - (a)人権に関する多国籍企業その他の企業の責任と説明責任に関する基準を確認し、明確化すること。
 - (b)人権に関する多国籍企業その他の企業の役割を実効的に規律しかつ司法的判断を下す(adjudicate)国家の役割について詳細に調べること。
 - (c)多国籍企業その他の企業にとって「共犯」(complicity)および「影響の及ぶ範囲」(sphere of influence)のような概念が意味するものを調査し、明確化すること。
 - (d)多国籍企業その他の企業の活動に関する人権影響評価を実施するための素材と方法を開発すること。
 - (e)国家および多国籍企業その他の企業のベストプラクティスの概要を収集すること。

(途中経過は省略)

- 2011年、ラギー中心に策定された国連・指導原則が国連人権理事会で採択された。

5. 小括 — 企業の社会的責任を問う方法

- 企業の社会的責任を国際人権法の観点から問題とする方法としては、次の8種が考えられる。

- ①個別企業による国際人権基準を踏まえた企業行動原則・指針の策定
- ②民間団体が国際人権基準を踏まえた企業行動原則・指針を策定
- ③人権・環境等NGOによる国際人権基準を踏まえた企業行動原則・指針の策定
- ④国際組織による国際人権基準を踏まえた企業行動原則・指針の策定(以上、任意的文書)
- ⑤国家、企業、NGOの協働による取り組み
- ⑥主権国家による企業の行動を規律する国際人権基準を踏まえた国内法の制定(以下、法的文書)
- ⑦締約国に⑥の国内法の制定・実施を義務づける条約の制定によって、国際法によって企業を間接的に規律
- ⑧企業を直接かつ法的に規律する条約の制定

- これまで、①から⑥の手法をとる文書は既に成立している。
- しかし、⑦と⑧の手法は未だ実現しておらず、今後も容易に実現するとは思われない。

II. 本史 — 現在進行中

1. 拘束力ある条約制定に向けた国連における作業経過

- 2014年以来、以下のように、国連では多国籍企業規律条約案(条約案)の起草作業が進んでいる。人権理事会が設置したオープン・エンド政府間作業グループ(OEIGWG)は、2018年にゼロ草案、2019年に改訂草案、2020年に第2改訂草案を公表し、この作業は着実に進

展している。

S

・2014年6月 人権理事会、エクアドル・南アフリカ起草の決議案を採択。
この決議で、エクアドルを議長とする政府間オープン・エンド作業グループ(IGWG)を設置。多国籍企業その他の企業の人権尊重に関する法的拘束力ある国際文書の作成がマニフェストとされた。

- ・2017年 IGWG 議長、「法的拘束力ある国際文書草案の要素」を公表。
- ・2018年7月 IGWG、ゼロ草案を提示。ついで、選択議定書草案提示。
- ・同10月 IGWG 第4会期に、ステークホルダーはゼロ草案に関する input を提示。
- ・2019年7月 改訂草案と非公式スペイン語訳を刊行。
- ・同10月 IGWG 第5会期に、ステークホルダーは内容に関する input を提示。
- ・2020年8月 第2改訂版を刊行。
- ・同10月 IGWG、第6会期開催。
- ・2021年10月 IGWG、第7会期開催。

2. 多国籍企業規律条約の起草作業における論点整理

➤起動作業における主要な論点は、以下の通り。

- ①法的拘束力のある条約の適用範囲
- ②人権侵害の防止
- ③人権侵害被害者の救済へのアクセス
- ④人権侵害被害者が救済を求める裁判所を選択する権利
- ⑤人権侵害に関する法的責任
- ⑥国際協力と諸国間の法的共助

➤次回報告では、上記の論点ごとに、問題点を分析する予定。